

第 1 2 号 議 案

令和 6 年 9 月 2 4 日

府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

府中町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

府中町生涯学習センター条例施行規則（平成１９年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出しを「冷暖房使用料」に改め、同条中「設備の基本料及び消費する電力量等に利用時間を乗じて得た電力使用料等」を「冷暖房設備を使用する場合に徴収する額」に、「別表」を「別表第１」に改める。

第８条中「別表２」を「別表第２」に改める。

第９条第１項中「別表３」を「別表第３」に改める。

別表第１備考中「大アリーナ、」を「大アリーナ若しくは」に改め、「区分して」の次に「その２分の１の面を専用して」を、「場合」の次に「又は大アリーナを区分してその３分の１若しくは６分の１の面を専用して使用する場合」を、「額の」の次に「それぞれ」を、「２分の１」の次に「、３分の１又は６分の１の額」を加え、「額）の額」を「額）」に改める。

別表第２中

「

その他	シャワー	１回	１００円
	筋力バランス測定器	１回	５１０円

を

」

「

その他	筋力バランス測定器	１回	５１０円
-----	-----------	----	------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正後の府中町生涯学習センター条例施行規則の規定にかかわらず、施行日前に受けた使用の許可により府中町生涯学習センターの施設を使用する場合の冷暖房使用料については、なお従前の例による。

府中町生涯学習センター条例施行規則新旧対照表

現行

第1条～第6条
(電力使用料等)
第7条 条例別表に規定する設備の基本料及び消費する電力量等に利用時間に乗じて得た電力使用料等は、別表のとおりとする。
(附属設備の使用料)
第8条 アリーナ等の附属設備の使用料は、別表2のとおりとする。
(使用料の減免)
第9条 条例第11条の規定により使用料を減免する場合及びその割合は、別表3のとおりとする。
2・3
第10条～第18条
附則
別表第1
備考
大アリーナ、研修室を区分して使用する場合の冷暖房使用料の額は、この表に定める額の2分の1(その額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)の額とする。
別表第2 (第8条関係)

区分	品名	単位	基本使用料
[略]			
その他	シャワー	1回	100円
	筋力バランス測定器	1回	510円

備考 [略]

別表第3 [略]

改正後

第1条～第6条
(冷暖房使用料)
第7条 条例別表に規定する冷暖房設備を使用する場合に徴収する額は、別表第1のとおりとする。
(附属設備の使用料)
第8条 アリーナ等の附属設備の使用料は、別表第2のとおりとする。
(使用料の減免)
第9条 条例第11条の規定により使用料を減免する場合及びその割合は、別表第3のとおりとする。
2・3
第10条～第18条
附則
別表第1
備考
大アリーナ若しくは研修室を区分してその2分の1の面を専用して使用する場合又は大アリーナを区分してその3分の1若しくは6分の1の面を専用して使用する場合の冷暖房使用料の額は、この表に定める額のそれぞれ2分の1、3分の1又は6分の1の額(その額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)とする。
別表第2 (第8条関係)

区分	品名	単位	基本使用料
[略]			
その他	筋力バランス測定器	1回	510円

備考 [略]

別表第3 [略]